

## (9) ハラスメントの防止について

任命権者においては、これまでもハラスメント防止要綱の制定・改正、各種研修の実施や相談窓口の拡充などの取組が実施されてきたところであるが、ハラスメント等の相談は増加傾向にある。

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけ心身に悪影響を及ぼすだけでなく、公務能率の低下や職場環境の悪化を招くものである。任命権者においては、誰もが加害者にも被害者にもなり得るとの認識に基づき、組織としてハラスメントの防止と排除に徹底して取り組む必要がある。

引き続き、管理職や職員の研修による意識啓発などに取り組むとともに、より安心してハラスメント相談ができる体制の在り方について、国や他都市の取組も参考にしつつ、調査・研究を進められたい。

また、本年 6 月に改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」では、労働者が、社会通念上許容される範囲を超える顧客等からの言動により、就業環境を害されることを防ぐため、必要な措置を講ずることを事業主に義務付けることとされており、人事院では民間労働法制の施行時期に遅れることなく、国家公務員に関して必要な取組を行うとしている。

任命権者においては、今後も、カスタマー・ハラスメントに対して職員保護の観点から組織として取り組むとともに、国や他都市の動向を注視し、必要な措置を講じられたい。

2026. 5. 15

北九州市教職員組合にゆうす



東委員長、ハラスメントって何ですか？

委員長の東です。



ハラスメントとは、「他者に対して、不愉快、もしくは威嚇的な態度を取る」ことをいいます。つまり、行為を行った人にその気がなくても、その行為を受けた相手が「不快だ」と感じれば、その行為は「ハラスメント」になります。昨年、ハラスメント事案がたくさん報告されました。さらに、「不正打刻」の報告もあがってきました。不正打刻は処分の対象です！一人で悩まずに私たち教職員組合もいつでも相談にのりますよ。



～ハラスメント・不正打刻を許さない！～

**NO! HARASSMENT NO! 不正打刻**



**だから！今こそ、組愛カ！**



在校時間が45時間を超えた場合に、業務形態があるにもかかわらず、管理職から記録を削除時間（自己研鑽）に書き換えるように指示された。

**不正打刻は処分の対象です！**

年休を取ったときに教頭から、「次からはこの時期に取らないで」と言われた。



**学校現場で実際に起こったパワハラ事例**



校長が、教室のエアコンのリモコンを取り上げ、7月になってもエアコンを入れることができなかった。子どもたちは汗だくで授業を受けていた。

子どもたちの前で、学年主任の先生から「あなたじゃ無理。かわりなさい。」と叱責された。

校長が、「職員会議は、決定事項を伝達する場である」と言って、職員の見解を全く聞こうとしない。

ハラスメントを受けたとき、一人で悩まず、誰かに相談することが大切です。私たち北九州市教組は、組合員でなくても、どんな職種でも相談にのります。顧問弁護士もついているので安心してご相談下さい。下記の日時で相談窓口をつくっていますが、緊急の場合は（時間によっては対応できないときもありますが）いつでも対応いたします。

**組合は、ハラスメント・不正打刻の相談にも関わっています**

～安心して仕事が行える職場環境をつくるために組合はあります！～

★ハラスメント等電話相談窓口（毎月第4水曜日10時～20時）☎953-0381

※相談者のプライバシーを守って対応します。教育委員会と協力して対応することもできます。

※このプリントは管理職が見える場所に掲示したり置いたりしましょう。裏面に人事委員会報告（ハラスメント）も載せています。

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1  
E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp 北九州教育会館 TEL (093) 953-0381

